

経済・財政一体改革推進委員会
第13回制度・地方行財政WG
(公営企業、第三セクター等の経営の改革)
御説明資料



平成28年9月23日

公営企業、第三セクター等の経営改革の取組状況について①

公営企業の「見える化」の推進

公営企業会計の適用拡大

【公営企業会計適用の取組状況】

- 平成28年4月時点における **全都道府県・市町村等の個々の取組状況を、総務省HPにおいて公表済** (平成28年6月)。

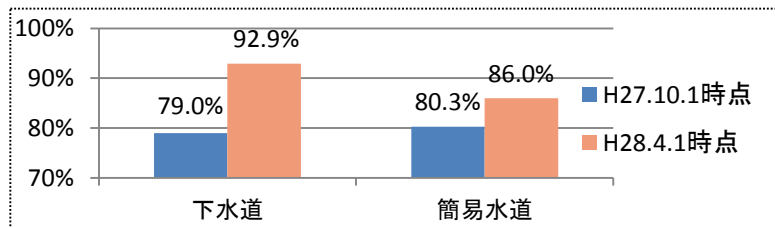
＜人口3万人以上の団体における「適用済」及び「取組中」の割合＞

下水道 92.9% (前回比: +13.9ポイント)

簡易水道 86.0% (前回比: +5.7ポイント)

(前回調査: H27.10時点 下水道 79.0%、簡易水道 80.3%)

➡ **公営企業会計適用の取組が進捗。**



- 市町村等の取組状況に応じ、都道府県に対して **個別にヒアリングを実施** (平成28年7月)。
- 今後、各団体における取組状況のフォローアップや、アドバイザー派遣事業等を活用し、**各団体における適用拡大の取組を強力に促進**。

「経営比較分析表」の公表分野の拡大等

【公表分野の拡大等に係る検討状況】

- 「公営企業の経営のあり方に関する研究会」(平成28年5月立ち上げ)において、**「経営比較分析表」の公表分野の拡大や廃止・民営化等の検討に資する指標について検討中**。

「経営比較分析表」による「見える化」の取組

- 上水道及び下水道事業の「経営比較分析表」を公表済(28年2月)。
- **給水原価や汚水処理原価を含む公営企業の経営状況の「見える化」を図っているところ。**

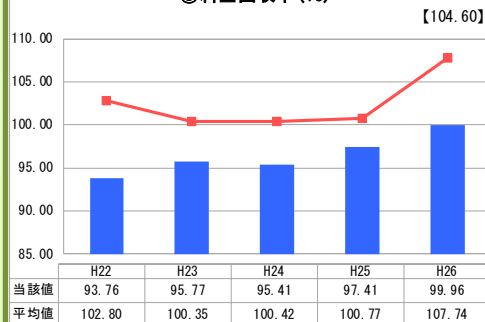
＜例＞経営比較分析表(水道事業)(抜粋)

宮崎県 宮崎市

| 業務名 | 業種名 | 事業名 | 類似団体区分 |
|------------|--------------|---------|---------------------------------|
| 法適用 | 水道事業 | 末端給水事業 | A1 |
| 資金不足比率 (%) | 自己資本構成比率 (%) | 普及率 (%) | 1か月20m ³ 当たり家庭料金 (円) |
| - | 45.71 | 98.95 | 2,462 |

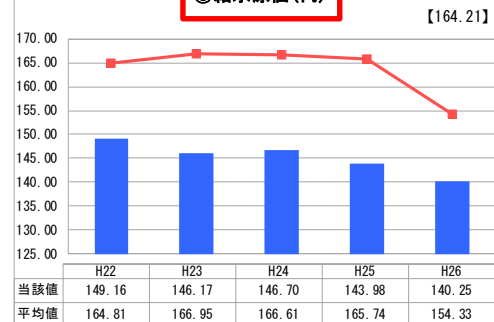
1. 経営の健全性・効率性

⑤ 料金回収率 (%)



「料金水準の適切性」

⑥ 給水原価 (円)



「費用の効率性」

＜例＞第5回研究会(9月5日)でのバス事業における検討資料(抜粋)

※緑色の網掛けは上下水道にない新指標

※青字は決算統計で把握しておらず、他の統計調査にて把握されているもの

| 指標 | 算式 | 指標の用い方・効果 |
|--------------|-------------------------|---|
| 経常収支比率 | 経常収益 ÷ 経常費用 | 100%を超えていても、経常収益について、料金収入以外の収入に依存している場合は、営業収支比率や他会計負担金比率等と併せて分析し、経営改善を図っていく必要 |
| 営業収支比率 | 営業収益 ÷ 営業費用 | 100%未満の場合、料金収入で運行経費を賅うことができていないことを表すため、経営改善を図っていく必要 |
| 流動比率 | 流動資産 ÷ 流動負債 | 100%未満の場合、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賅っておらず、経営改善が必要 |
| 累積欠損金比率 | 累積欠損金 ÷ (営業収益 - 受託工事収益) | 増加傾向にある場合には早期に減少傾向に向かうよう経営改善を図っていくことが必要 |
| 走行キロあたりの収入 | 国交省報告数値 | 1キロあたりの料金収入を民間事業者と比較することで、経営改善につなげていくもの |
| 走行キロあたりの運送原価 | 国交省報告数値 | 1キロあたりの運送原価を民間事業者と比較することで、経営改善につなげていくもの |

公営企業、第三セクター等の経営改革の取組状況について②

抜本的な改革の検討及び各種事業の広域化の推進

抜本的な改革の検討の推進

【研究会の発足】

- 「**公営企業の経営のあり方に関する研究会**」を立ち上げ(28年5月)、廃止・民営化等の抜本的な改革の方向性や課題、推進方策等について検討中(現在までに第1回から第5回を開催)。

| 回 | 日程 | 検討課題 | 具体的な議題等 |
|-----|----------------|------------------------|--|
| 第1回 | 平成28年 5月27日 | 各事業における改革の 方向性に係る検討 | ○公営企業の現状と最近の動き ○抜本的な改革における論点・課題 |
| 第2回 | 6月16日 | | ○各事業別の現状・課題等(1) (水道、工業用水道、交通(地下鉄・路面電車・バス・船舶)、 電気、ガス) |
| 第3回 | 6月30日 | | ○各事業別の現状・課題等(2) (観光施設、駐車場整備、市場、と畜、港湾整備、宅地造成、 下水道、病院) |
| 第4回 | 7月28日 | | ○各事業における改革の方向性(中間的な論点整理) |
| 第5回 | 9月5日 | | ○個別事業における抜本的な改革の方向性(1) ○経営比較分析表の新指標の検討 |

- 今後、月1回程度研究会を開催し、**28年度中にとりまとめ**予定。

【抜本的な改革に向けた優良事例集の作成・横展開】

- 公営企業における抜本的な改革の**優良事例集を作成・公表し、全国に横展開**(平成28年度中に作成・公表予定)。
 - ・ 公営企業全事業を対象とした**抜本的な改革(廃止、民営化、広域連携及び民間活用)**等の取組状況に係る調査に基づき、優良事例の候補となる取組事例について検討中。

各種事業の広域化の推進

【水道事業】

- ・ **水道事業における都道府県単位の広域化検討体制の構築**について、28年度中のできるだけ早期に設置するよう、**各都道府県に対して要請**(28年2月)。
- ・ 各都道府県における広域化検討体制の構築について、**フォローアップ調査を実施(28年8月)**。
- ・ 8月末時点において、47都道府県中、**46団体が平成28年度中に検討体制を設置**することとしている(うち**21団体が既に検討体制を設置済**)(*既に広域化を行った東京都を除く)。

【下水道事業】

- ・ 下水道事業については、国土交通省、農林水産省、環境省の関係3省庁が30年度末を目標に、「都道府県構想」の見直しを推進。
- ・ 総務省としても、**最適化・広域化・共同化の検討を踏まえた経営戦略の策定を各地方公共団体に要請**しており、その策定に対する支援策を講じている。
- ・ また、公営企業会計の適用の推進に当たっては、経営・資産の正確な把握を通じて、正確なコスト把握が可能となり、**効率的な整備手法の選択につなげることができるというメリット**を示しつつ、**公営企業会計の適用拡大を推進**しており、その適用に対する支援策を講じている。

【病院事業】

- ・ 新公立病院改革ガイドライン(27年3月)に基づき、各地方公共団体に「新公立病院改革プラン」を28年度中に策定するよう、周知徹底を図り、**再編・ネットワーク化等の病院事業経営改革の取組を推進**。
- ・ 27年度から同プランに基づき行われる再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備について病院事業債(特別分)を措置し、交付税措置を重点化。
- ・ なお、**28年4月時点で同プラン策定済の病院は76(全体の8.8%)**となっており、**28年度中に策定予定の病院は769(全体の88.7%)**。

公営企業、第三セクター等の経営改革の取組状況について③

経営戦略策定状況の「見える化」

経営戦略の策定状況

- 経営戦略について、平成32年度までに策定するよう要請したところ（平成28年1月）であり、平成28年3月31日時点での策定状況調査を実施。
- **平成32年度までに策定予定の事業の割合は74.5%（策定済含む）**となっている一方で、**策定予定年度未定の事業の割合は25.5%**であり、平成32年度までに一層の策定推進が必要。

公営企業の経営戦略の策定状況(平成28年3月31日現在) (単位:事業)

| | 策定済 | | H28～32年度策定予定 | | 策定予定年度未定 | | 合計 | |
|-------|-----|---------|--------------|---------|----------|---------|-------|----------|
| | 事業数 | (構成比) | 事業数 | (構成比) | 事業数 | (構成比) | 事業数 | (構成比) |
| 水道 | 99 | (5.2%) | 1,427 | (75.4%) | 367 | (19.4%) | 1,893 | (100.0%) |
| 工業用水道 | 21 | (13.7%) | 99 | (64.7%) | 33 | (21.6%) | 153 | (100.0%) |
| 交通 | 8 | (9.6%) | 48 | (57.8%) | 27 | (32.5%) | 83 | (100.0%) |
| 電気 | 13 | (14.9%) | 30 | (34.5%) | 44 | (50.6%) | 87 | (100.0%) |
| ガス | 3 | (12.5%) | 16 | (66.7%) | 5 | (20.8%) | 24 | (100.0%) |
| 下水道 | 93 | (2.6%) | 2,788 | (78.1%) | 688 | (19.3%) | 3,569 | (100.0%) |
| その他 | 19 | (2.2%) | 302 | (35.3%) | 535 | (62.5%) | 856 | (100.0%) |
| 合計 | 256 | (3.8%) | 4,710 | (70.7%) | 1,699 | (25.5%) | 6,665 | (100.0%) |

「その他」は港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成

策定状況の「見える化」

- 平成28年3月31日時点での**全都道府県・市町村の事業別の策定状況を、総務省HPにおいて公表済**(平成28年9月)。
- 今後、**毎年度調査を実施し、策定状況の「見える化」を推進**することとしている。

公表例(埼玉県内の公営企業を抜粋)

| 団体名 | 事業名 | 事業詳細 | 経営戦略の策定状況 | | | | | | | | | |
|-------|---------|-----------|-----------|------|------|-----------------|-----|-----|-----|-----|------|----|
| | | | ①策定済 | ②取組中 | ③未着手 | (②又は③の場合)策定予定年度 | | | | | ④その他 | |
| | | | | | | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | 未定 |
| 埼玉県 | 水道事業 | 上水道(用水供給) | | ○ | | ○ | | | | | | |
| 埼玉県 | 工業用水道事業 | 工業用水道 | | ○ | | ○ | | | | | | |
| 埼玉県 | 宅地造成事業 | その他造成 | | ○ | | ○ | | | | | | |
| 埼玉県 | 下水道事業 | 流域下水道 | ○ | | | | | | | | | |
| さいたま市 | 水道事業 | 上水道(末端給水) | | | ○ | | ○ | | | | | |
| さいたま市 | 市場事業 | 市場 | | | ○ | | ○ | | | | | |
| さいたま市 | と畜場事業 | と畜場 | | | ○ | | ○ | | | | | |
| さいたま市 | 宅地造成事業 | その他造成 | | | ○ | | | | | | ○ | |
| さいたま市 | 下水道事業 | 公共下水道 | | ○ | | | ○ | | | | | |
| 川越市 | 水道事業 | 上水道(末端給水) | | | ○ | | | | | | | ○ |
| 川越市 | 下水道事業 | 公共下水道 | | | ○ | | | | | | | ○ |
| 川越市 | 下水道事業 | 農業集落排水施設 | | | ○ | | | | | | ○ | |

※「④その他」は廃止予定事業等。

経営戦略の策定推進(策定予定年度未定事業への対応)

- (1) 策定に向けた検討段階であることを未定の理由としている事業については、既に策定推進施策として講じている**策定ガイドライン、策定に要する経費に対する地方交付税措置及び人材ネット事業(外部アドバイザー制度)の活用を促す**。
- (2) 必要な知見・ノウハウ不足を未定の理由としている事業については、施設の更新投資等の将来予測方法例を示すなど**策定ガイドラインの更なる充実を今年度中に図る**。
- (3) 統廃合、広域化等の経営形態見直し検討後、公営企業会計へ移行後、他の計画(既存の経営計画等)の終了・見直しに併せて策定予定であることを未定の理由としている事業については、ヒアリングや助言(講習会、会議等の機会を活用)により**平成32年度までの進捗を管理**する。

公営企業、第三セクター等の経営改革の取組状況について④

第三セクター等の経営改革

第三セクター等の財政的リスクの「見える化」

- 平成26年度決算における第三セクター等^(※1)7,484法人のうち、地方公共団体が損失補償等^(※2)を行っている1,191法人について財政的リスクの調査を実施(平成28年2月)し、**調査結果を公表済**(平成28年6月)。
- 調査対象法人のうち、当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の額の割合が実質赤字の早期健全化基準に達している法人は98法人、債務超過の法人は133法人、経常赤字の法人は448法人。調査対象の土地開発公社493法人のうち、債務保証等の対象となっている長期保有土地が当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の法人は74法人。
- また、**調査結果は団体別・法人別の形式で調査対象法人すべてについて公表済**(以下、公表事例参照)。

(※1) 地方公共団体が出資又は出えんを行っている社団法人・財団法人及び会社法人並びに地方三公社(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社)をいう。

(※2) 損失補償、債務保証、貸付をいう。

<公表事例>

(単位:百万円、%)

| 団体名 | 標準財政規模(A) | 法人分類 | 法人名 | 地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償等の額の割合が早期健全化基準以上(※) | | | | | 債務超過 | 純資産額及び正味財産額 | 経常赤字 | 経常損益額及び当期正味財産増減額 | 土地開発公社 | | |
|-----|-----------|--------|--------------|--|----------|---------|--------------|-------------------------|-------|-------------|------|------------------|-------------|-------|--|
| | | | | 損失補償等債務残高(B) | 短期貸付金(C) | (B+C)/A | 実質赤字の早期健全化基準 | 債務保証等の対象となっている長期保有土地の規模 | | | | | | | |
| | | | | | | | | 地方公共団体の標準財政規模の10%以上 | | | | | 5年以上保有土地(D) | D/A | |
| A県 | 319,584 | 一般社団法人 | A県造林公社 | 0 | 0 | 0.00% | 3.75% | | 204 | | 17 | | - | - | |
| A県 | 319,584 | 公益財団法人 | A県食肉公社 | 2,534 | 0 | 0.79% | 3.75% | | 334 | ○ | ▲17 | | - | - | |
| A県 | 319,584 | 公益財団法人 | A県環境事業公社 | 2,727 | 0 | 0.85% | 3.75% | | 2,307 | | 745 | | - | - | |
| A県 | 319,584 | 会社法人 | A県食肉市場 | 0 | 280 | 0.09% | 3.75% | ○ | ▲467 | ○ | ▲2 | | - | - | |
| A県 | 319,584 | 地方道路公社 | A県道路公社 | 65 | 0 | 0.02% | 3.75% | | 9,970 | | 252 | | - | - | |
| A県 | 319,584 | 土地開発公社 | A県土地開発公社 | 8,096 | 0 | 2.53% | 3.75% | | 8,721 | | 41 | | 9,462 | 3.0% | |
| B市 | 35,958 | 土地開発公社 | B市土地開発公社 | 0 | 0 | 0.00% | 11.58% | | 779 | | 14 | | 0 | 0.0% | |
| B市 | 35,958 | 会社法人 | B市卸売市場 | 0 | 0 | 0.00% | 11.58% | | 415 | | 10 | | - | - | |
| C市 | 24,758 | 土地開発公社 | C市土地開発公社 | 3,791 | 0 | 15.31% | 12.10% | | 2,082 | | 15 | ○ | 4,609 | 18.6% | |
| C市 | 24,758 | 会社法人 | C市都市開発 | 0 | 0 | 0.00% | 12.10% | | 422 | | 58 | | - | - | |
| D市 | 15,781 | 土地開発公社 | D市土地開発公社 | 1,664 | 0 | 10.54% | 12.72% | | 1,482 | | 26 | ○ | 2,922 | 18.5% | |
| D市 | 15,781 | 一般財団法人 | D市民交流プラザ | 22 | 0 | 0.14% | 12.72% | | 558 | ○ | ▲4 | | - | - | |
| E市 | 24,359 | 会社法人 | E社(ケーブルテレビ局) | 0 | 0 | 0.00% | 12.13% | ○ | ▲541 | ○ | ▲198 | | - | - | |
| F市 | 30,350 | 土地開発公社 | F市土地開発公社 | 0 | 0 | 0.00% | 11.79% | | 2,319 | ○ | ▲45 | | 0 | 0.0% | |
| F市 | 30,350 | 会社法人 | F社(ケーブルテレビ局) | 0 | 0 | 0.00% | 11.79% | | 102 | | 130 | | - | - | |

(※)実質赤字比率の早期健全化基準・・・道府県3.75%(東京都5.67%)、市区町村11.25~15.00%

- **平成27年度決算についても調査を実施中**であり、現在取りまとめ中(平成28年度中に公表予定)。

改革の先進事例集の作成

- 第三セクター等改革などの**先進事例集を作成・公表し、全国に横展開**(平成28年度中に公表予定)。
 - ・ 整理・再生等の抜本的改革及び損失補償の削減や債務超過の解消等の経営健全化の取組事例について、調査を実施中。
 - ・ 取組の背景(要因)、取組内容、検討過程、効果額及び今後の課題等で構成。